

# 町と人の将来を描く

人が住みやすいまちをつくり、整備していくためには、人口の増減や将来の経済発展など、さまざまな視点から検証する必要があります。これまでも、これからも、人にやさしいまちづくり。町では、この指針となる2つの計画を定めました。

問合せ先▶役場都市建設課 ☎47-5031

## 都市計画マスタープランの改定

「豊かで穏やかな町の魅力を守りながら、活力ある暮らしやすい町をつくる」

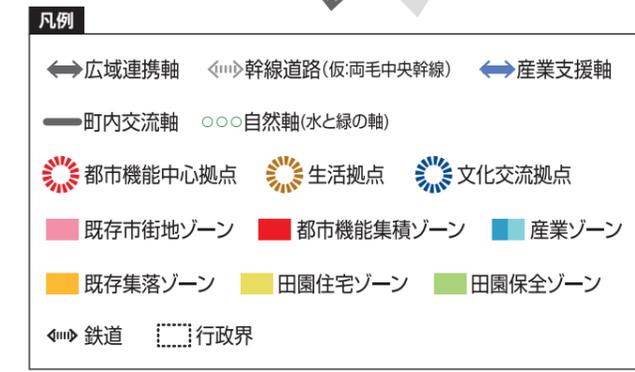
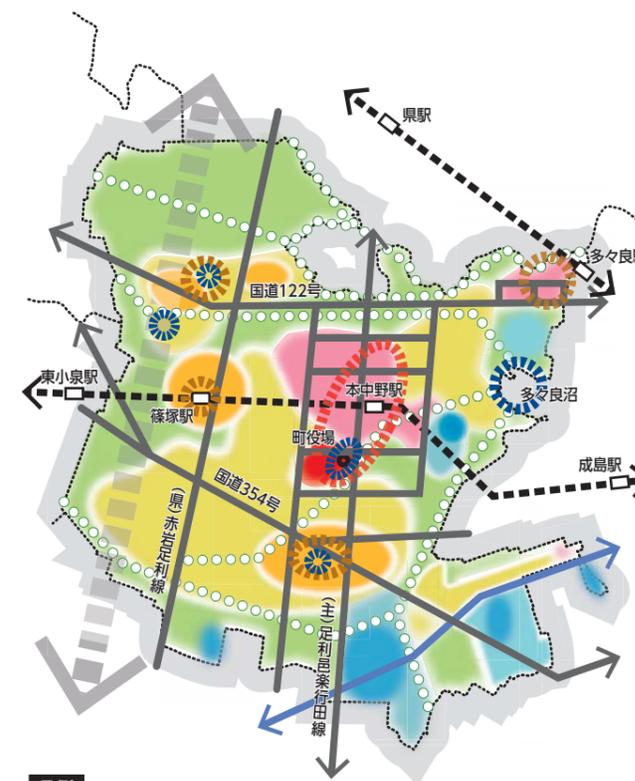
### 計画見直しのポイント

都市計画マスタープランは、地域の実情に即した土地利用や交通体系、都市施設整備など、まちづくりの将来ビジョンを明らかにし、実現に向けたさまざまな施策を展開していくための長期的な都市計画の指針となるものです。町では、この指針に基づいて、まちづくりを進めていきます。

経済勢は大きく変化しました。このような状況を踏まえつつ、町の上位計画である「邑楽町第六次総合計画」や、県の広域的な都市計画の方針を定めた「東毛広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即しながら、計画の見直しを行いました。

そして、将来都市構造を構成するものとして、次の3点を設定しました。

■将来都市構造図



**目指すべき将来像**  
検討にあたっては、町民アンケート調査や各種委員会での町民意向を反映させた、邑楽町らしい計画を目指しました。その目指すべき将来像として定めたのが、「豊かで穏やかな町の魅力を守りながら、活力ある暮らしやすい町をつくる」です。

## 立地適正化計画の策定

定めたのは、誰もが暮らしやすいと思えるまちづくりの方向性

立地適正化計画は、コンパクトなまちづくりを目指すにあたり、市街化区域の中に居住誘導区域と都市機能誘導区域を設定し、都市機能誘導区域内に都市機能誘導施設(生活の利便性を高める施設)を定めるものです。また、市街化区域を中心に公共交通の結節点(駅やバス停)を位置づけ、居住・商業・医療などの誘導を図るものです。

### 計画策定の「なぜ」

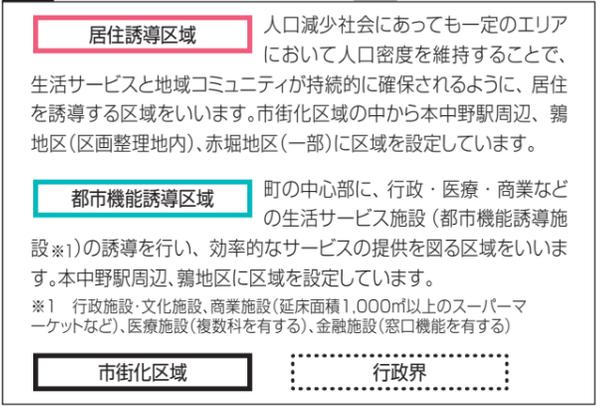
背景には、人口減少や少子高齢化、財政状況などの社会・経済情勢の変化があります。都市機能や居住などがまとまった集約型の拠点を形成し、拠点間を公共交通でつなぐ「コンパクト＋ネットワーク」という考え方のもと、持続可能なまちづくりを促進するために、本計画を策定

しました。策定にあたり、邑楽町は田園環境の中に市街地や集落が立地した町であるため、この考え方を適用できない部分もあります。そこで、町の特性や実情を踏まえ、自然環境を維持しながら、誰もが暮らしやすいと思えるまちに向かっていくための方向性について定めています。

■誘導区域の範囲図



### 凡例



## 平成30年5月1日、届出制度が始まります

### 開発や建築を行う前に都市再生特別措置法に基づく届け出が必要です



立地適正化計画で定められた「居住誘導区域」や「都市機能誘導区域」の区域外に、公表日から一定規模以上の開発行為や建築などを行う場合には、都市再生特別措置法に基づく町長への届け出が必要となります。

町ホームページでは、都市計画マスタープランや立地適正化計画の全部をご覧いただけます。

邑楽町 まちづくり 検索

また、広報おうら5月号と一緒にそれぞれの概要版を全戸配布します。ご覧ください。

